

平成25年

○河川水（単位：Bq/kg）

【採水地：五十嵐川大谷ダム】

採水日	放射性セシウム		放射性ヨウ素
	セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131
10月10日※2	検出されず【0.56未満】	検出されず【0.53未満】	検出されず【0.64未満】

○水道水（単位：Bq/kg）

【採水地：大崎浄水場】

採水日	放射性セシウム		放射性ヨウ素
	セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131
10月16日※3	検出されず【0.57未満】	検出されず【0.59未満】	検出されず【0.50未満】

【採水地：遅場浄水場】

採水日	放射性セシウム		放射性ヨウ素
	セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131
10月31日※2	検出されず【0.81未満】	検出されず【0.88未満】	検出されず【0.84未満】

【採水地：三条地域水道用水供給企業団浄水場】

採水日	放射性セシウム		放射性ヨウ素
	セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131
10月10日※2	検出されず【0.73未満】	検出されず【0.41未満】	検出されず【0.69未満】

注) カッコ内の数値【「●未満」の●】は検出限界値です。表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が●Bq/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

※1 検出限界値とは、測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

※2 【検査機関】新潟県保健環境科学研究所

※3 【検査機関】一般社団法人 県央研究所